

別表三の二 「連結同族会社の連結留保金額に対する税額の計算等に関する明細書」

1 この明細書の用途等

この明細書は、次のイ又はロに掲げる場合に使用します。

イ 措置法第 68 条の 109 第 2 項《連結親法人である中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用》に規定する連結親法人が同項の規定の適用を受ける場合又は平成 17 年改正前の措置法第 68 条の 109 第 3 項《連結親法人である中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用》に掲げる連結親法人が平成 17 年 4 月 1 日以後終了する連結事業年度において同項の規定の適用を受ける場合に、「1」～「4」欄の各欄を記載します（「5」欄以下は記載する必要はありません。）。

（注） 措置法第 68 条の 109 第 2 項に規定する連結親法人又は平成 17 年改正前の措置法第 68 条の 109 第 3 項に規定する連結親法人とは、当期末における資本又は出資の金額が 1 億円以下の同族会社である連結親法人で「4」欄が 0.5 以下となるものをいいます。

ロ 別表二の「判定結果 6」が「同族会社」に該当する連結親法人が法第 81 条の 13《連結同族会社の特別税率》の規定により法人税を課される連結留保金額及び税額を計算する場合に、「5」欄以下の各欄を順次記載します（「1」～「4」欄は記載する必要はありません。）。

ただし、連結親法人が措置法第 68 条の 109 第 1 項各号若しくは第 2 項又は平成 17 年改正前の措置法第 68 条の 109 第 1 項各号、第 2 項若しくは第 3 項に規定する次の左欄のいずれの連結親法人に該当するかに応じ、それぞれ中欄の各連結事業年度において、連結確定申告書に右欄の書類を添付した場合には、法第 81 条の 13 第 1 項の規定は適用されませんので、この明細書の記載は必要ありません。

連 結 親 法 人		連 結 事 業 年 度		書 類
一 項 一 号 該 当	(1) 中小企業新事業活動促進法第2条第1項に規定する中小企業者に該当するもの	設立後10年以内の連結事業年度(連結親法人事業年度が平成17年4月13日から平成18年3月31日までの間に開始するものに限ります。)		次の①及び②に掲げる書類
	○ 中小企業新事業活動促進法第2条第1項に規定する中小企業者とは、次に掲げる業種に属する事業を主たる事業として営むかの区分に応じて、それぞれ次に掲げる資本金額等(資本の金額又は出資の総額をいいます。)の法人及び次に掲げる従業員数(常時使用する従業員の数をいいます。)の法人並びに企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会等をいいます。			① 中小企業新事業活動促進法第2条第1項に規定する中小企業者である旨を証する書類
				② 設立の日等を明らかにする書類
	業 種	資本金額等	従業員数	
	イ 製造業、建設業、運輸業その他の業種 (ロからトまでの業種を除きます。)	3億円以下	300人以下	
	ロ 卸売業	1億円以下	100人以下	
	ハ サービス業(ヘ及びトの業種を除きます。)	5,000万円以下	100人以下	
	ニ 小売業	5,000万円以下	50人以下	
	ホ ゴム製品製造業(自動車又は航空機用 タイヤ及びチューブ製造業並びに工業 用ベルト製造業を除きます。)	3億円以下	900人以下	
	ヘ ソフトウェア業又は情報処理サービ ス業	3億円以下	300人以下	
ト 旅館業	5,000万円以下	200人以下		

連 結 親 法 人		連 結 事 業 年 度	書 類
旧 一 項 一 号 該 当	(2) 旧新事業創出促進法第2条第3項に規定する中小企業者に該当するもの ○ 旧新事業創出促進法第2条第3項に規定する中小企業者とは、上記(1)の中小企業新事業活動促進法第2条第1項に規定する中小企業者と同じになります。	設立後10年以内の連結事業年度(連結親法人事業年度が平成14年4月1日から平成17年4月12日までの間に開始するものに限ります。)	次の①及び②に掲げる書類 ① 旧新事業創出促進法第2条第3項に規定する中小企業者である旨を証する書類 ② 設立の日等を明らかにする書類
一 項 二 号 該 当	(3) 中小企業新事業活動促進法第9条第1項の承認を受けた上記(1)の中小企業者に該当するもの	承認経営革新計画に従って経営革新のための事業を実施している連結事業年度(連結親法人事業年度が平成17年4月13日から平成18年3月31日までの間に開始するものに限ります。)	次の①から③までに掲げる書類 ① 中小企業新事業活動促進法に規定する行政庁が承認をした旨を証する書類 ② 承認経営革新計画に従って経営革新のための事業を実施している旨を証する書類 ③ 承認経営革新計画の計画書の写し
旧 一 項 二 号 該 当	(4) 旧新事業創出促進法第11条の3第2項に規定する認定事業者に該当するもの ○ 旧新事業創出促進法第11条の3第2項に規定する認定事業者とは、主務大臣の同法第11条の2第1項に規定する認定を受けた実施計画(同法第11条の3第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のものとなります。)に係る新事業分野開拓を実施する者をいいます。	認定計画に従って新事業分野開拓のための事業を実施している連結事業年度(連結親法人事業年度が平成14年4月1日から平成17年4月12日までの間に開始するものに限ります。)	次の①から③までに掲げる書類 ① 旧新事業創出促進法に規定する主務大臣の認定を受けた旨を証する書類 ② 認定計画に従って新事業分野開拓のための事業を実施している旨を証する書類 ③ 認定計画の計画書の写し
旧 二 項 該 当	(5) 旧中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第2条第1項に規定する中小企業者に該当するもの ○ 旧中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第2条第1項に規定する中小企業者とは、上記(1)の中小企業新事業活動促進法第2条第1項に規定する中小企業者と同じになります。	次の算式により求めた割合が3%を超える連結事業年度(連結親法人事業年度が平成14年4月1日から平成17年4月12日までの間に開始するものに限ります。) (算式) 連結親法人及び連結子法人の当該連結事業年度開始の日前1年以内に開始した各連結事業年度の所得の金額の計算上損金の額の計算上試験研究費等の額(注)の合計額 ÷ 連結親法人及び連結子法人の当該各連結事業年度の総収入金額(固定資産又は有価証券の譲渡に係るもの及び合併又は分割による移転に係るものを除きます。)の合計額 (注) 試験研究費等の額とは、措置法第68条の9第1項に規定する試験研究費の額及び旧中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法施行令第5条第1項に規定する新たな技術若しくは新たな経営組織の採用、市場の開拓又は新たな事業の開始のために特別に支出される費用の額をいいます。	中欄の算式により求めた割合が3%を超えることを明らかにする書類

(注) 上記右欄に掲げる書類については、「連結親法人である中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用制度に関する明細書」を利用してください。

おって、当期の連結所得の計算に当たって、次に掲げるような益金不算入額又は損金算入額があるため、当期の連結所得の金額が0となる場合であっても、当期の連結留保金額について法第81条の13の規定による連結同族会社の特別税率が適用されることがあることに注意してください。

- ① 非適格合併又は非適格分割型分割による移転資産等の譲渡損失額（法81の13②）
- ② 受取配当等の益金不算入額（令第155条の24《連結事業年度において他の連結法人から受ける配当等の額》の配当等の額に係る金額を除く。）（法81の13②）
- ③ 法人税額の還付金等（過誤納及び中間納付額に係る還付金を除く。）の益金不算入額（法81の13②）
- ④ 繰越連結欠損金の損金算入額（法81の13②）
- ⑤ 分割前事業年度等の欠損金の損金算入額（法81の13②）
- ⑥ 会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入額（法81の13②）
- ⑦ 新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額（措置法68の62④）
- ⑧ 沖縄の認定法人の連結所得の特別控除額（措置法68の63⑤）
- ⑨ 収用換地等の場合の連結所得の特別控除額（措置法68の73⑨）
- ⑩ 特定事業の用地買収等の場合の連結所得の特別控除額（措置法68の74⑥、68の75④、68の76③）
- ⑪ 特定外国子会社等が配当等をした場合の課税済留保金額の損金算入額（措置法68の92⑦）
- ⑫ 農業生産法人の肉用牛の売却に係る連結所得の特別控除額（措置法68の101⑤）
- ⑬ 株式移転に係る子会社株式等の譲渡利益相当額の損金算入額（措置法68の105④）
- ⑭ 取引の対価の額につき租税条約に基づく合意があった場合の更正の特例により減額される所得の金額のうち、相手国の居住者に支払われない金額（租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律7②）

2 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「連結法人の前期末の総資産の合計額1」	前期の各連結法人の確定した決算に基づく貸借対照表に計上している総資産の帳簿価額の合計額(次の(1)から(5)までに掲げる金額がある場合にはこれを減算し、(6)に掲げる金額がある場合にはこれを加算します。)を記載します。 (1) 固定資産の帳簿価額を損金経理により減額することによって代えて損金経理により引当金として経理している金額又は利益処分により積立金として積み立てている金額 (2) 特別償却準備金として積み立てている金額 (3) 土地の再評価に関する法律第3条第1項の規定により再評価を行った土地の同法第7条第1項に規定する再評価差額に相当する金額 (4) その他有価証券(売買目的有価証券及び満期保有目的等有価証券以外の有価証券をいいます。以下同じ。)に係る評価益等相当額 (5) 連結法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人に対する負債(借入金その他利子の支払の基因となるもの)に限ります。)の額に相当する金額 (6) その他有価証券に係る評価損等相当額	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「連結法人の前期末の自己資本の合計額3」	各連結法人の前連結事業年度終了の時における資本の金額又は出資金額、連結個別資本積立金額（前連結事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、資本積立金額）及び連結個別利益積立金額（前連結事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、利益積立金額）の合計額を記載します。 なお、措置法令第39条の34の2第4項に規定する同族株主等に対する負債（借入金その他利子の支払の基因となるものに限り。）の額がある場合には、その金額を加算します。	
「連結法人税額6」	別表一の二(一)の「差引法人税額4」＋「リース特別控除取戻税額5」＋「同上に対する税額7」＋「法人税額計10」の外書－「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額11」－「控除税額の計算」の「計43」により計算した金額を記載します。この場合、この金額がマイナスになるときには、0と記載します。	
「適格合併等により増加した連結利益積立金額12」	適格合併、適格分割型分割又は連結完全支配関係を有する他の連結法人の株式の譲渡等により増加した連結利益積立金額を記載します。	
「適格分割型分割等により減少した連結利益積立金額13」	適格分割型分割又は連結完全支配関係を有する他の連結法人の株式の譲渡等により減少した連結利益積立金額を記載します。	
「積立金基準額15」	この金額がマイナスとなる場合には、0と記載します。 なお、「期末連結利益積立金額14」の金額がマイナス（△）である場合には、「同上の25%相当額10」の金額とそのマイナスの金額との差額に相当する金額を記載します。	例えば、「10」の金額が25,000,000円、「14」の金額が△5,000,000円である場合には、25,000,000円－（△5,000,000円）＝30,000,000円を「15」に記載します。
「定額基準額（1,500万円× $\frac{\text{---}}{12}$ ）29」	「 $\frac{\text{---}}{12}$ 」の分子には、当期の月数（暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げます。）を記載します。	
「課税連結留保金額」の「32」及び「33」	「 $\frac{\text{---}}{12}$ 」の分子には、当期の月数（暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げます。）を記載します。	
「年3,000万円相当額を超え年1億円相当額以下の金額（（31）－（32））又は（1億円× $\frac{\text{---}}{12}$ －（32））のいずれか少ない金額）33」	「課税連結留保金額31」の金額が年3,000万円相当額を超える場合に、年3,000万円相当額を超え年1億円相当額以下の金額を記載します。 この場合、その金額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた金額を記載しますが、その端数が「課税連結留保金額31」で切り捨てた1,000円未満の端数より多いときは、その端数を切り上げた金額を記載します。	

3 根拠条文 法81の13、令155の23～155の25、措置法68の109、平成17年改正前の措置法68の109、措置法令39の128、平成17年改正前の措置法令39の128、措置法規則22の80、平成17年改正前の措置法規則22の80